

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 宮城寛諄議員、15番 大城真孝議員を指名します。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入りますが、上程の前に本案の説明方法について再度確認したいと思います。まず、副町長から提案理由の説明を受けて、その後、添付されている平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について説明します。次に、本日は稲福代表監査委員をお呼びしてありますので、代表監査委員より、平成30年度南風原町歳入歳出決算審査意見書がついておりますので、代表監査委員より意見書の説明を求めたいと思います。その後、代表監査委員に対する質疑に入ることになります。その際は、30日の全員協議会でも確認しましたとおり、監査委員に対する質疑は、提出された意見書の範囲内でとどめていただけますようお願いいたします。次に、詳細説明を、決算調書資料を用いて各部長から行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第2．認定第1号 平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 それでは日程第2．認定第1号 平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは私のほうから提案をさせていただきますと思います。認定第1号 平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成30年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。お配りいたしました資料はB4サイズの南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書で、この中に本件認定案件に係る歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、土地開発基金運用状況調書の順でつづっております。さらに別冊で、主要施策の成果に関する報告書と監査委員へ提出した決算調書資料もお配りしておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは3ページ、平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。本町の平成30年度一般会計の決算規模は、歳入151億5,896万1,000円、歳出144億6,121万9,000円で、前年度と比較して歳入で22億3,480万5,000円(12.8%)の減、歳出で20億7,800万5,000円(12.6%)の減となっております。また、決算収支について見ますと、平成30年度歳入歳出差引額(形式収支)は6億9,774万2,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源1,453万7,000円を控除した実質収支は6億8,320万5,000円となっております、この実質収支から前年度の実質収支8億2,917万3,000円を差し引いた単年度収支(マイナス1億4,596万8,000円)に、財政調整基金積立金(9億9,199万4,000円)と繰上償還金を加え、財政調整基金取崩額(9億3,967万7,000円)を控除した実質単年度収支はマイナス9,365万1,000円となっております。

次に歳入の決算概要について説明いたします。主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は15億4,155万6,000円(18%)の減、依存財源も6億9,324万9,000円(7.9%)の減となっております。まず、自主財源の大部分を占める町税においては1億5,761万9,000円(4%)の増で、税目別では、町民税は個人町民税が納税義務者数の増等により7,362万円の増、法人町民税は1,868万1,000円の増となり、合計で9,230万1,000円(5.5%)の増となっております。固定資産税が新築家屋の増等により4,996万6,000円(2.6%)の増、軽自動車税が登録台数の増により649万5,000円(5.2%)の増、町たばこ税は税率改正等により486万8,000円(1.8%)の増となっております。その他の自主財源については、寄附金がふるさと寄附金等の増により3,265万8,000円(116.9%)の増、繰入金が財政調整基金繰入金の減により9億9,267万4,000円(49.1%)の減、繰越金が前年度純繰越金の減により7億5,686万8,000円(47%)の減となっております。依存財源は、国庫支出金が保育所等整備交付金、臨時福祉給付金(経済対策分)給付補助金、沖縄安全対策事業費補助金の減等により4億9,881万3,000円(17.6%)の減、県支出金は地域振興資料館整備事業の事業完了等による沖縄振興特別推進交付金の減、町道10号線道路改良事業費の減等による沖縄振興公共投資交付金の減等により1億8,272万1,000円(7.6%)の減となっております。

続いて、歳出の決算概要について説明いたします。歳出の各経費別(性質別)の決算は、義務的経費で対前年度比2億9,128万2,000円(4.1%)の増となっております。項目別では、人件費において退職手当特別負担金や委員等報酬の増等により3,520万3,000円(2.1%)の増、扶助費が認可保育園の増による運営費及び3歳児主食費の増、こども医療費助成事業の増等により2億2,735万9,000円(5.2%)の増となっております。次に投資的経費は、対前年度比10億8,815万4,000円(52.9%)の減となっており、普通建設事業が保育所等整備交付金事業、資料館整備事業、町道10号線道路改良事業費、黄金森公園整備事業等の事業完了または事業費の減等により11億431万8,000円(54%)の減となっております。また、その他の経費については、積立金7億4,972万6,000円(41.2%)の減は、前年度決算剰余金による財政調整基金積立金の減等によるものです。また、繰出金が6億

486万2,000円(25%)の減となっており、国民健康保険特別会計への赤字解消のための財源繰り出しが減となったこと等によるものです。物件費では、ふるさと納税業務委託料及び宮平保育所臨時職員賃金の増等により3,829万4,000円(2.1%)の増となっており、その他の経費全体では12億8,113万3,000円(17.2%)の減となっております。以上が歳入歳出の決算状況です。

次に財政構造の弾力性を示す経常収支比率についてです。平成30年度は88.6%で前年度比0.9%の増となっております。主な理由は、同比率を算出する式の分母である経常的一般財源は、地方税の増等により2億3,735万4,000円ふえ、分子となる経常経費充当一般財源等(人件費、物件費、扶助費、公債費、繰出金等)は2億7,563万3,000円ふえており、分子の増が大きいことによるものです。同比率は75%から80%未満が妥当とされ、本町の財政構造は「弾力性を失いつつある」という状況です。また、本町財政が抱える最も大きな課題は、平成20年度から続く国民健康保険特別会計の赤字決算です。一般会計を含む全ての会計の財政運営に影響を与えてきました。平成30年度には国保事業の県単位化が図られ、累積赤字の計画的な解消に努めなければならないため、中期財政計画に基づき、平成29年度には10億円、さらに平成30年度には3億8,700万円の赤字解消を図りました。しかし、いまだ単年度赤字が生じていることから、国保事業については、累積赤字解消だけでなく、国保特別会計の健全化が図られるよう今後も引き続き注視する必要があります。令和元年度一般会計当初予算においては、国保の赤字解消だけでなく、年々増加傾向にある扶助費を初め、各特別会計への繰出金や公債費の増加等のほか、今後新たに増加する財政需要に対応していくために、緊縮財政によるこれまでにない予算編成となったことから、早急に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営に努めていくことを記し、平成30年度の決算概要といたします。

次ページ以降に、一般会計歳入決算状況、一般会計歳出決算状況(性質別)、一般会計歳出決算状況(目的別)の表もおつけしてありますのでお目通しいただければと思います。決算調書資料については、後ほど総務部、民生部、経済建設部、以下順次、各部ごとに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。以上です。
○議長 知念富信君 副町長より説明が終わりました。

続きまして、本日は、代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より平成30年度南風原町歳入歳出決算審査意見書についての概要の説明を求めます。代表監査委員。
○代表監査委員 稲福 清君 皆さん、おはようございます。早速、平成30年度の南風原町歳入歳出決算審査意見書を述べたいと思います。1ページをお願いします。南風原町一般会計・特別会計決算審査意見書、審査についてであります。1番の審査の対象は、平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算、平成30年度南風原町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険・下水道事業・土地区画整理事業・農業集落排水事業・後期高齢者医療、(3)平成30年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。2番の審査の期間は、令和元年7月1日から8月20日まで審査を行いました。監査委員は、私と議

選の宮城清政議員であります。3番の審査の方法であります。この決算の審査に当たっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、既に実施した監査等の結果も参考にして、監査基準によるほか、次の諸点に主眼を置いて実施しました。決算書の計数は正確であるか、収入済額は収入受入書と、支出済額が証拠書類と符合しているか、調定の時期は適正になされているか、予算の流用、予備費の充用は適正になされているか、予算の執行はその目的に沿って適正になされているか、会計年度の及び会計間の独立の原則は守られているか、財産管理は適正になされているか、財政運営は健全かつ効率的になされているかであります。

次に2ページをお願いします。審査の結果。平成30年度一般会計及び特別会計決算額は、関係帳票、証拠書類とも合致しており、決算書の計数は正確であると認められた。各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正に行われたものと認められた。次に決算の概要であります。1番、各会計の総括、平成30年度の各会計決算の総括は、次表のとおりであります。歳入決算額212億8,091万8,000円、歳出決算額210億4,885万2,000円で、歳入歳出差引額2億3,206万5,000円となり、前年度を3,619万9,000円下回る額である。翌年度に繰り越すべき財源は3,116万5,000円で、実質収支額2億89万9,000円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対し収入率97.1%で212億8,091万8,000円が収入済額となっております。また歳出決算額は、予算現額に対し執行率91.1%で210億4,885万2,000円が支出済額であり、翌年度への繰越額は12億1,789万6,000円、不用額は8億4,562万円となっております。

ここで一言、断っておきたいと思えます。数字のほうがり単位で記入されておりますけれども、読み上げるときは1,000り単位で述べたいと思えます。

次に3ページから5ページは一般会計についてであります。6ページが国民健康保険、7ページが下水道事業、8ページが土地区画整理事業、9ページが農業集落排水事業、10ページが後期高齢者医療であります。これについては省略したいと思えます。

次に11ページの財産に関する調書についても省略したいと思えます。

13ページの審査意見を述べたいと思えます。平成30年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果をおさめているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層、適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものである。

1番、予算の執行についてであります。調定について。出納整理期間中に一般会計において213件、特別会計において40件の調定行為がなされております。大部分が国、県からの交付金等の確定通知のおくれ及び歳入側からの通知のおくれによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤、訂正等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意志決定行為であります。今後とも調定の手続に当たっては規則の定めにとつて、時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

(2) 収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計が4億4,389万6,000円で、前年度と比較して1億4,194万5,000円の減、特別会計が1億7,848万8,000円で、前年度と比較して4,633万5,000円の減となっております。なお、国・県からの交付金等以外の収入未済額は、次表のとおりであります。収入未済額が減少傾向にあることは、関係部署で法的措置など、各種の努力がなされているため高く評価する。一方、収入未済額は依然として多額である。景気回復の兆しは、少し見えるものの徴収業務の環境は厳しい状況にあると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化されたい。なお、学校給食収入（滞納繰越分）において、収入未済額に長期間動きがないものがある。これについては適宜対処されたい。

(3) 不納欠損額についてであります。不納欠損額は、一般会計で個人町民税41件、119万6,000円（前年度21件、52万8,000円）、法人町民税5件、35万8,000円（前年度2件、15万1,000円）固定資産税12件、29万3,000円（前年度17件、41万1,000円）、軽自動車税31件、15万6,000円（前年度46件16万9,000円）となっております。特別会計では、国民健康保険税110件、438万2,000円（前年度151件、837万7,000円）となっております。これら不納欠損処分は、滞納者が行方不明、倒産、生活困窮者等の理由があり、地方税法第18条（5年時効）、同法第15条の7第4項（3年時効）及び同法同条第5項（即減）に基づくものである。滞納者個々の実態把握に努め、滞納処分等関係法令に基づく措置については、十分に調査・検討及び滞納処分時期等に注意し、債権の適切な管理及び処分に努められたい。また、財政事情の厳しい折、税収等の自主財源の収納には鋭意総力を結集して、極力不納欠損額の減少を図られたい。

次、(4) 予算の流用、充用について。(5) 不用額について、(6) 繰越明許費については省略したいと思います。

(7) 税収等の徴収強化についてであります。町税の収納状況の徴収率について、最近5カ年を比較してみると、平成26年度97.8%、平成27年度98.1%、平成28年度98.5%、平成29年度98.9%と推移しており、平成30年度は99.3%で、対前年度比0.4ポイント増となっております。町税の徴収率は、平成16年度91.2%が対前年度比で0.4ポイント減少した後、14年続けて上昇しており、徴収体制の強化が顕著にあらわれております。この間の町税の推移を見ると、現年度分の徴収率が平成24年度以降、99%以上の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの収入未済額が10年続けて減少し続けております。絶え間なく徴収強化に努めている成果であります。滞納者に対しては、十分なる実態調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差し押さえ等を含めて債権の管理及び滞納処分等、引き続き徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近5カ年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成26年度97%、平成27年度97.3%、平成28年度97.1%、平成29年度97.9%と推移しており、平成30年度は96.7%で、前年度比1.2ポイント減となっております。また、滞納繰越分を含めた平

成 30 年度徴収率は 87.9%で、前年度比 1 ポイント増となっております。県内の他市町村もかなり厳しい状況にあるが、なお一層、調査、研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践し、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。次、(イ) 学校給食費現年度分の収納率は、平成 20 年度以降 95%以上を維持しており、平成 30 年度は 96%で前年度比 2.4 ポイント減となっております。また、給食費の収入済額 2 億 1,711 万 3,000 円に対し、給食賄費は 2 億 3,734 万 2,000 円で、その差額 2,022 万 8,000 円は他の一般財源から補?されております。学校給食費と給食賄費は次表のとおりであります。学校給食費は、平成 25 年度から幼稚園給食が開始されたことや年々増加する児童・生徒数等により、調定額は増加を続けている。また、平成 28 年度から開始された町立幼稚園の 2 年保育により、調定額が大幅増となっている。給食賄費も増の傾向にあり、児童・生徒数の増加や食材の価格高騰等によるものである。平成 30 年度の滞納繰越分は収入済額が 621 万 6,000 円で、対前年度比 47 万 6,000 円の増となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食の収入未済額は依然多額（平成 30 年度 6,583 万 7,000 円）であり、学校給食費負担の公平、公正を欠いていると言える。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、適宜対処されたい。また、収入未済額の中には、不納欠損に結びつくものが見られる。滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたい。債権回収について、法的手段を含めた新たな方策等の調査研究を図り、徴収体制の強化に鋭意努力されたい。

次の（8）下水道使用料の徴収についてであります。これは省略したいと思います。

17 ページの財産の管理について。公有財産台帳の整備について、基金について、有価証券について、出資・出捐金による権利について、省略したいと思います。

次に 18 ページの財政運営についてであります。財政運営について、その概要を例年に倣って財政指数（普通会計）を参考にしながら総合的に捉えてみた。（1）実質収支比率、（2）財政力指数、（3）経常収支比率については省略したいと思います。（4）公債費負担比率であります。この比率は、公債費に係る財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源が起債発行経費を含む公債費に充当された割合を示し、税の徴収率の高低、地域総合整備事業債等事業補正対象事業の多寡など、団体の事情が反映される指標で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。公債費は、一般会計 10 億 1,634 万 1,000 円、土地区画整理事業特別会計 1 億 9,092 万 5,000 円の公債費合計額で算出されます。本年度の公債費負担比率は 12.8%となり、前年度 11%より 1.8 ポイント高くなっております。このほか特別会計において、国民健康保険 59 万円、下水道事業 1 億 8,737 万 8,000 円、農業集落排水事業 560 万 6,000 円の公債費があります。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は 6,907 万 1,000 円となっております。内容は、次表のとおりであります。今後は、特別会計（下水道事業、土地区画整理事業）への繰り出しや負担金等の増加も予想され、町民の多様な行政需要に対応し、事務事業を推進するには必然的に地方債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれる。

以上、基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みました。上記実質収支比率にも見られるように、本年度の実質収支比率は9.2%で前年度11.8%と比較して2.6ポイント減となっております。その要因として、平成30年度南風原町一般会計補正予算（第5号）にて、連結実質収支額が赤字にならないための対応として財政調整基金を取り崩して予備費へ5億6,000万円の増額補正を行ったが、前年度は7億2,000万円を増額補正しており、対前年度比1億6,000万円の減であったことが挙げられます。実質収支比率は高いほどよいわけでもないことから、今後とも適度の収支額の確保に努められたい。

一般会計性質別経費の状況（別表8）を見ると、義務的経費の増加が著しく、扶助費の前年度比5.2%の伸び率が主な要因として挙げられる。投資的経費では、普通建設事業が11億431万8,000円の減となり、前年度比54%の大幅減となった。また地方債現在高の状況は217億3,492万7,000円であり、そのうち一般会計等繰入見込額が161億4,915万4,000円で、基金残11億4,842万円を差し引いた残高は150億73万4,000円を超える状況となっております。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し、健全財政の保持に努められるよう望むものである。地方債は、次表のとおりであります。

厳しい財政事情の中で、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されることである。本町の財政が極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向を特に注視し、財政基盤の強化に努めること。また、事務事業の執行の際には、「選択と集中」や「スクラップアンドビルド」等を図り、特に公債費の増の要因となる普通建設事業の実施に当たっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を推進し、今後とも最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、さまざまな取り組みを通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

なお、次のことに適切な措置をとられるよう要望する。（1）事務処理等についてであります。それから（2）沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）についてであります。（3）保険給付費の抑制についてであります。省略したいと思います。

次、22ページのむすびであります。平成30年度の一般会計及び特別会計決算は、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計は減額決算となり、農業集落排水事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計については増額決算となっている。財政は総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が2億89万9,000円（前年度は2億1,021万5,000円で931万6,000円の減）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。ただし、国民健康保険特別会計においては収支の均衡が得られず、10年続けて次年度予算から繰上充用にて対応している。社会の高齢化が進む中で本町の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費（一般、退職者）は、年額34万3,373円（前年度33万1,708円）となっており、依然として高い状況にある。この10年間の推移を見ると、平成21年度は年額25万4,524円であり、10年間で8万8,849円増加している。この医療費に対する抑制策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれるが、保健福祉課及

び国保年金課が連携し、KDB（国保データベース）を活用した南風原町保健事業実施計画（データヘルス計画）等の取り組みがある。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中・長期的に町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれない。

さて、平成30年度は、ハード面においては、津嘉山北土地地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、黄金森公園整備事業、津嘉山公園整備事業及び下水道事業等があり、ソフト面においては、保育所運営事業、こども医療費助成事業、学童保育事業、ふるさと納税推進事業等がある。教育面では、黄金森公園スポーツ施設活性化事業、小学校教室新增築事業及び幼稚園空調設置事業など、町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果をおさめたことは評価される場所である。また、平成24年に創設され7年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）を利用した主な事業を記してみると、南風原町乳用牛改良支援事業、南風原町景観計画策定事業及び陸軍病院壕公開活用事業等が行われた。

平成30年度一般会計決算において、自主財源では、基幹である町税が対前年度比1億5,761万8,000円増（伸び率4%）、寄附金が対前年度比3,265万7,000円増（伸び率116.9%）となっているが、繰入金が対前年度比9億9,267万4,000円減（伸び率マイナス49.1%）、繰越金が対前年度比7億5,686万7,000円減（伸び率マイナス47%）となっており、自主財源は対前年度比15億4,155万5,000円の減（伸び率マイナス18%）、自主財源比率が対前年度比2.9ポイント減となっている。次に依存財源は、地方消費税交付金が対前年度比6,088万2,000円増（伸び率10.1%）、国庫支出金が対前年度比4億9,881万3,000円減（伸び率マイナス17.6%）、県支出金も対前年度比1億8,272万1,000円減（伸び率マイナス7.6%）となり、依存財源は対前年度比6億9,324万9,000円の減（伸び率マイナス7.9%）、依存財源比率は対前年度比2.9ポイント増となっております。

南風原町は「福祉のまち」「子育てしやすいまち」として認知されており、「南風原町の財政は豊かである」というイメージがある。一方、現実には非常に厳しい財政運営となっていることから、今以上に身の丈に合った財政運営の視点を持ちつつ、町民への福祉サービスの向上を図るよう取り組まれない。

以上のように、厳しい財政状況が続く中、南風原町まちづくり基本条例の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと南風原町第五次総合計画の長期展望のまちづくり、平成30年度を初年度とした第四次南風原町行政改革大綱に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保及び新たな財源の創出に努め、限られた財源の中で、引き続き歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町勢のさらなる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう一層のご尽力を望むものであります。

次に平成30年度の財政健全化審査意見書であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定基礎となる事項を記載した書類。審査の期間は令和元年7月19日から8月20日まで審査を行

った。審査の概要、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。審査の方法、各比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書面、書類を照合、点検並びに所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。審査結果の意見であります。総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。なお、審査の結果は次表のとおりであります。

個別意見であります。実質赤字比率について。平成30年度は、実質収支が黒字であり実質赤字比率は発生せず、早期健全化基準を下回っている。連結実質赤字比率についてであります。平成30年度は、連結実質赤字比率が黒字であり連結実質赤字比率は発生せず、早期健全化基準を下回っている。実質公債費比率について。平成30年度の実質公債費比率は9.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っている。将来負担比率について。平成30年度の将来負担比率は103.8%となっており、早期健全化基準の350%を下回っている。

次に下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書であります。審査の対象、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類。審査の期間、令和元年7月19日から8月20日まで審査を行った。審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。審査の方法、資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を照合、点検並びに所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。審査結果の意見であります。総合意見、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。なお、審査の結果は次表のとおりであります。個別意見、平成30年度の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足比率については、資金不足比率は発生せず、経営健全化基準を下回っている。以上であります。

○議長 知念富信君 ただいま代表監査委員より、平成30年度南風原町歳入歳出決算審査意見書についての説明が終わりましたので、代表監査委員に対する質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は、監査委員から提出された意見書内にとどめてください。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって代表監査委員に対する質疑を終わります。本日はありがとうございました。

これから各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まず、これまでの説明方法は、昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については、節ごとに予算現額、調定額が100万円以上の増減の差額がある節の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてであります。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決

算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明し、決算書の朗読説明は省略させていただきます。それでは各部長より所管にかかわる説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時01分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは、総務部各課に係る平成30年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明いたします。

総務課の決算状況から説明いたします。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と歳出の100万円以上の不用額はありません。未執行予算については、決算書28ページをお願いいたします。2款1項3目、財産管理費、16節、原材料費2万円の未執行は、庁舎管理において3月末までに支出がなかったことによるものであります。また、決算書56ページと57ページをお願いいたします。9款1項2目、災害対策費、1節、報酬13万円と、旅費2万4,000円の未執行は、国民保護協議会及び防災会議を開催する必要がなかったことによるものであります。

次に企画財政課の決算状況について説明いたします。決算調書、企画財政課の13ページをお願いいたします。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額があるものについて説明いたします。2款2項1目1節、自動車重量譲与税から9款1項1目1節、地方交付税は交付決定が3月のため、補正予算に計上することができませんでした。13款2項6目13節、社会保障・税番号制度導入補助金は、補正予算で増額計上を失念したことによるものです。14款2項1目11節、沖縄振興特別推進交付金は、年度末まで事業が行われたことや前年度繰越分に係る交付金が含まれており、補正予算ができませんでした。16款1項12目1節、ふるさと寄附金は、見込みより多く寄附金があったことによるものです。また、20款、町債は令和元年度へ繰り越したことによるものです。歳出の100万円以上の不用額はありません。未執行予算については、決算書37ページをお願いいたします。2款5項2目、統計調査費、8節、報償費の8,000円の未執行は、住宅土地統計調査において、統計調査員のサポートとして、統計調査協力員の報償を計上していましたが、統計調査員のみで調査が完了したことによるものです。

次に住民環境課の決算状況について説明いたします。決算調書、住民環境課の8ページをお願いいたします。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額があるものについて説明いたします。歳入の19款5項6目1節、塵芥処理収入175万657円の差額は、1月から3月分の売上収入が見込みより少なかったことによるものです。歳出における100万円以上の不用額はありません。未執行予算については、決算書45ページをお願いいたします。4款1項4目、環境衛生費、9節、旅費の9,000円の未執行は、公害対策審議会委員費用弁償ですが、補正減することを失念したことによるものです。

次に税務課の決算状況について説明いたします。決算調書、税務課 1 ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明いたします。調定額合計 41 億 7,330 万 2,897 円、収入済額合計 41 億 4,177 万 845 円、現年度分徴収率 99.7%、滞納繰越分 56.4%、町税全体の徴収率は 99.3%で、対前年度比 0.4 ポイントの増となっております。なお、平成 30 年度の徴収率は、平成 29 年度に引き続き沖縄県内市町村で一番高い徴収率となりました。次に町税における収入未済額合計は 801 件、2,924 万 1,814 円で、内訳は個人住民税が 374 件、1,213 万 8,869 円、法人町民税が 16 件、79 万 912 円、固定資産税 249 件、1,486 万 5,773 円、軽自動車税 162 件、144 万 6,260 円となっております。収入未済額全体として、対前年度比件数 432 件、1,372 万 3,186 円、31%の減となっております。次に決算調書 2 ページ、不納欠損処分調べの不納欠損額の合計件数は 89 件、300 万 4,449 円となります。前年度と比較して件数 3 件、171 万 2,929 円、132.6%の増となっております。決算調書 41 ページから 44 ページをお願いいたします。予算現額と調定額に 100 万円以上の差額があるものについて。町税の 1 款 1 項、町民税から 3 項、軽自動車税の予算現額の算定は、調定額に徴収見込率を乗じたことによるものです。4 項、たばこ税については、たばこ消費本数の減が見込めなかったことによるものです。なお、歳出の 100 万円以上の不用額と未執行予算はありません。以上が総務部に係る平成 30 年度一般会計決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、民生部各課に係る平成 30 年度一般会計歳入歳出決算状況について、調書と決算書でご説明いたします。

まず、こども課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書、こども課の 1 ページをお願いします。収入未済額についてでございます。まず、11 款の保育料及び主食費は、現年度分 23 件、42 万 7,850 円、滞納繰越分 15 件、162 万 5,400 円。徴収率は、現年度分徴収率が 99.89%、滞納繰越分が 7.63%、全体での徴収率は 99.47%、対前年度比で 0.04 ポイントの減となっております。12 款の幼稚園保育料は、現年度分が 15 件、18 万 3,650 円、滞納繰越分が 3 件、4 万 4,550 円、合計 18 件、22 万 8,200 円。徴収率は、現年度分徴収率が 99.38%、滞納繰越分が 82.43%、全体での徴収率は 99.23%、対前年度比で 0.20 ポイント増となっております。預かり保育料については、現年度分が 22 件、32 万 6,500 円、滞納繰越分が 8 件、13 万 4,750 円、合計 30 件、46 万 1,250 円。徴収率は、現年度分徴収率が 98.64%、滞納繰越分が 71.57%、全体で 98.11%、対前年度比で 0.14 ポイントの増となっております。これらの収入未済のうちの滞納の理由としましては、経済的理由が主でございます。19 款のこども医療費助成金過払い返還金では 4 件、6 万 4,000 円の未収金がございます。引き続き収納対策を強化し、収入未済額の縮減に努めてまいります。次に歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の差額と歳出の不用額調べについてでございます。こども課の 53 ページをお願いします。まず歳入から説明いたします。13 款 1 項 1 目 1 節、保育所運営費負担金 645 万 8,819 円から 56 ページまでの 19 款 5 項 2 目 1 節、過年度収入 527

万9,119円の差額につきましては、国・県の交付決定や実績報告が3月中旬から4月のために、最終補正に間に合わないことから差額が生じたことによるものです。次に歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額について、また53ページをお願いします。1件目の3款1項1目19節。負担金補助及び交付金の不用額は、社会福祉協議会補助金で、臨時嘱託職員の欠勤による不用額が生じたことが主な要因であります。次のページをお願いします。2件目の3款2項1目19節。負担金補助及び交付金の不用額は、こどもの貧困緊急対策事業補助金514万1,758円が主な要因で、実績報告が4月のため、補正減できなかったことによるものです。次のページをお願いします。3件目の3款2項1目20節。扶助費の不用額は、母子父子家庭医療費助成事業162万7,423円が主な要因で、予算不足を見込み、最終補正で増額補正しましたが、実績が見込みを下回ったことによるものであります。次のページをお願いします。4件目の3款2項2目7節。賃金の不用額は、宮平保育所運営事業143万6,213円が主な要因で、不用額を見込み、最終補正で減額補正をしましたが、欠員等によりさらに不用額がふえたことによるものです。次のページをお願いします。5件目の3款2項2目19節。負担金補助及び交付金2,375万6,703円、次のページの6件目、3款2項3目19節。負担金補助及び交付金1,981万6,000円の不用額については、各事業の実績報告が4月のため、3月補正に間に合わなかったことによるものです。こども課における未執行予算はございませんでした。

次に国保年金課に係る決算状況についてご説明いたします。国保年金課の決算調書3ページをお願いします。歳入の予算現額と調定額の差額で100万円以上のものはありませんでした。歳出の100万円以上の不用額については1件で、4款1項5目13節。委託料202万5,054円は、住民健診が年度末まで請求があることから、減額補正を抑えたことによるものです。未執行予算はありませんでした。

次に保健福祉課に係る決算状況についてご説明いたします。保健福祉課決算調書の2ページをお願いします。収入未済は、11款1項1目4節。老人福祉施設入所負担金、滞納繰越分1件、18万9,120円、19款5項2目1節。栄養改善事業利用収入、滞納繰越分1件、5万2,500円、7目1節。栄養改善事業利用収入現年分2件、3万7,200円、合計4件、27万8,820円でございます。こちらの滞納の理由としましても、やはり生活困窮であり、引き続き納付誓約の遵守等で滞納額の縮減に努めてまいります。調書19ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の差額についてでございます。まず、13款1項1目8節。心身障害者福祉費国庫負担金861万8,120円、次のページの14款1項1目7節。心身障害者福祉費県負担金453万5,893円の差額については、事業の実績が4月のため、最終補正に間に合わないことによるものであります。次のページ、19款5項7目1節。雑入の差額において、保健福祉課分が517万8,204円でございます。事業実績が見込みより減となり、包括的支援事業受託金159万3,435円、介護予防受託金358万4,769円の差額となっております。事業の実績報告が4月のため、こちらも最終補正に間に合わないことによるものです。19ページをお願いします。歳出の100万円以上の不用額は、1件目の3款1項2目13節。

委託料 344 万 4,894 円は、事業実績が見込みより減となったため、介護予防事業で 174 万 3,270 円、生活支援体制整備事業で 105 万 8,037 円の不用額となったことが要因です。次のページの 3 款 1 項 2 目 20 節. 扶助費 140 万 2,832 円の不用額は、それぞれの事業費の合計で、1 事業での 100 万円以上の不用額はございません。次のページをお願いします。3 款 1 項 3 目 20 節. 扶助費 1,544 万 8 円は、3 つの事業で実績が見込みを下回ったための不用額となっております。次のページをお願いします。4 款 1 項 1 目 20 節. 扶助費の不用額は、未熟児養育医療事業の 223 万 4,039 円が要因で、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。民生部各課に共通ですが、20 節. 扶助費につきましては、ある程度の予算を確保しておかなければならないことから、毎年度このような形で不用額が生じてしまう結果となっております。次に保健福祉課の未執行予算について、決算書 41 ページをお願いします。3 款 1 項 9 目 2 節. 給料 39 万 6,000 円は、補正減は行いましたが、育児休業職員の復帰を見込み計上していたことから、未執行となっております。45 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目 1 節. 報酬 3 万 3,000 円、9 節. 旅費 3,000 円は、予防接種健康被害調査委員会の開催がなかったことによるものであります。以上が民生部の決算概要でございますが、平成 30 年度におきましては、事務処理の瑕疵による損害賠償や事務の調整に時間を要したことによる事故繰越しがございました。今後、このようなことがないよう、各課、予算執行状況のチェック体制を強化し、事務指導体制の充実に努めてまいります。以上で民生部に係る決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは、経済建設部各課に係る平成 30 年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算調書資料と決算書により説明します。

まず、まちづくり振興課の決算状況から説明します。歳入で収入未済額と不納欠損、予算額と調定額の増減 100 万円以上はございません。歳出で 100 万円以上の不用額があるもの、未執行予算についてもありません。

次に都市整備課の決算状況について説明します。歳入の収入未済額については、繰越明許以外はなく、不納欠損及び予算額と調定額の増減額、100 万円以上はございません。歳入で 100 万円以上の不用額があるもの、未執行予算についてもございません。

次に産業振興課の決算状況について説明いたします。歳入で収入未済額及び不納欠損はございません。予算額と調定額の増減、100 万円以上について説明いたします。決算書 18 ページと決算調書、産業振興課 14 ページをお開きください。14 款 2 項 4 目 60 節. 特定地域経営支援対策事業費補助金 654 万 4,000 円は、県からの補助金交付決定が年度末、3 月にあり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。歳出の 100 万円以上の不用額については、決算書 49 ページをお開きください。繰越事業の 6 款 1 項 3 目 19 節. 負担金補助及び交付金 654 万 4,000 円は、先ほどの歳入で 100 万円以上の差のあった理由と、前述の理由と同じでございます。農業費の 6 款 1 項 3 目 19 節、190 万 4,526 円、決算調書 14 ページの 190 万 4,526 円と決算書 51 ページの商工費、7 款 1 項 2 目 13 節. 委託料 136 万

141 円は、年度末に実績報告があり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算はございません。以上が経済建設部に係る平成 30 年度一般会計決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは、教育部各課に係る平成 30 年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について決算書及び決算調書により説明いたします。

まず最初に、教育総務課の決算状況から説明します。教育総務課の調書 2 ページをお開きください。決算調書 24 ページになります。歳入未済については、19 款 5 項 3 目 1 節、学校給食保護者負担金の現年度分 353 件、896 万 238 円の収入未済となります。これは収納率 96.04%となります。また、2 節、滞納繰越分については 1,141 件、5,687 万 7,197 円の収入未済額となります。平成 30 年度の滞納繰越分については、過年度分については 1.08 ポイントの収入増とはなったものの、現年度において 2.4 ポイントの減になりましたことは、徴収管理が不十分でありました。大変申しわけありませんでした。今年度からは、債権回収については、法的な措置等も含めた新たな方法も構築しながら実施し、徴収強化を図ってまいります。教育総務課決算調書 10 ページをお願いします。歳入予算額と調定額の増減額 100 万円以上の差と 100 万円以上の不用額があるものについて説明を申し上げます。歳入予算現額と調定額の増減額 100 万円以上の差額調べについて。歳入の 19 款 5 項 3 目、学校給食収入、2 節、滞納繰越分のマイナス 5,524 万 6,218 円の差額は予算計上において、収納率、平成 29 年度分の滞納繰越分を 50%、平成 28 年度以前の滞納繰越分を 10%で見込んで計上したことによるものです。(2) のほうの 100 万円以上の不用額があるものについてはありませんでした。未執行予算について、決算書 56 ページをお願いします。失礼しました。未執行額についてはありませんでした。

次に学校教育課の決算状況について説明します。学校教育課の決算調書 1 ページの歳入未済額について説明申し上げます。14 款 2 項 6 目、ブロック塀冷房設備対応臨時特別交付金の 9,958 万 4,000 円は、8,421 万 8,000 円の明許繰越分の収入未済の記載となっております。決算調書 19 ページのほうに同様の記載がありますが、これは小中学校の普通教室への空調機設置事業の明許繰越分となります。学校教育課の決算調書 37 ページから 39 ページの歳入予算現額と調定額の増減額 100 万円以上との差の部分について説明申し上げます。10 款 2 項 1 目、学校管理費、7 節、賃金の 139 万 2,028 円の不用額は、各小学校へ配置する特別支援員の教育支援員を年度末まで募集を行ったことによるもので、2 人の採用がなかったことにより、補正の実績が間に合わなかったことによるものです。2 目、教育振興費、20 節、扶助費 123 万 7,781 円の不用額は、4 小学校の要保護・準要保護生徒援助費の入学準備金の前倒し支給において、見込みより申請者が少なかったことや、校外活動費の 1 人当たりの実績の見込みが少なかったことによるものです。これは、年度末までの申請、それから精算行為があるために、最終補正に間に合わなかったことによるものです。10 款 2 項、小学校費の明許繰越の部分について、3 目、学校建設費、15 節、工事請負費 4,253 万 7,198

円の不用額は、南風原小学校校舎改築工事2件、津嘉山小学校校舎改築工事等の11件、合わせて13件の工事の入札残による不用額となったものでございます。10款3項. 中学校費において、2目. 教育振興費、20節. 扶助費229万2,952円の不用額は、2中学校の要保護・準要保護児童生徒援助費の入学準備金の前倒し金において、見込みより申請者が少なかったこと、それからクラブ活動費の1人当たりの実績が見込みより少なかったことなどによるものです。これも先ほどと同様、申請が年度末までとなることにより、最終補正に間に合わなかったことによるものです。10款4項. 幼稚園費、1目7節. 賃金276万8,502円の不用額については、預かり保育料の預かり担当等に充てる臨時職員を年度末まで募集を行っていましたが、4名の採用ができなかったことと、最終補正に間に合わなかったことによるものです。未執行予算について、決算書58ページをお願いします。歳出の10款2項1目15節. 工事請負費33万4,000円の不用額は、翔南小学校でクラスの1増を見込んでおりましたが、ロッカーの製作を予定していましたが、クラス増の必要がなくなったことによる不用で、最終補正に失念したことによるものです。決算書60ページをお願いします。歳出の10款3項1目9節. 旅費16万8,000円の不用額は、中学校の修学旅行と社会見学へ、特別支援員、教育支援員が同行するために必要な旅費について計上しておりましたが、支出の必要がなくなったことによるもので、最終補正を失念したことによるものです。決算書61ページをお願いします。歳出、10款3項1目27節. 公課費6万6,000円の不用額は、予定していた南風原中学校の2台の車検代を計上しておりましたが、記念事業により寄贈車2台と入れかえとなって、支出の必要がなくなったことによるものです。

次に生涯学習文化課の決算状況について説明します。生涯学習文化課については、収入未済額はございません。生涯学習文化課決算調書10ページの歳入予算現額と調定額の増減100万円以上のものについて説明を申し上げます。歳入の14款2項6目4節. 社会教育費補助金マイナス160万3,000円の差額は、沖縄県より令和元年5月22日に補助金確定通知があり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。100万円以上の不用額はございません。未執行額については、決算調書63ページをお願いします。歳出の10款5項1目14節. 使用料及び賃借料7,000円の不用額は、南風原大学の事業において、町外視察を検討し、高速道路使用料を計上しておりましたが支出の予定がなくなったことによるものです。決算調書65ページをお願いします。歳出、10款5項4目18節. 備品購入費8万円の不用額は、計画していた書籍購入が寄贈により入手できたことにより、その必要がなくなったことによるもので、最終補正を失念していたことによるものです。以上になります。

なお、教育部各課に該当する歳入歳出予算現額、調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額があるものや未執行額については、性質上やむを得ない理由のあるものを除き、予算執行状況の確認を行っていただければ最終補正で対応できたものも、昨年に引き続きありました。それについては事務改善に努めていきたいと思っております。また、教育部においては、工事費において事故繰の処理等々がございました。これらについても、今後ともそういうことがないよう、事務を引き締めて強化していきたいと思っております。以上で平成30年度教

育部に係る決算の概要説明といたします。

○議長 知念富信君 議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 それでは議会事務局及び監査委員事務局における決算について御説明申し上げます。

決算調書については、1 ページから 4 ページです。それと決算書は、歳出の事項別明細書で、議会費が 26 ページ、37 ページから 38 ページが監査委員費になっております。両事務局に関しては、未執行額はありませんでした。平成 30 年度の議会事務局及び監査委員事務局の歳入の節における予算現額と調定額の差額が 100 万円以上、歳出における 100 万円以上の不用額はいずれも該当する項目はありませんでした。以上が議会事務局、監査委員事務局の決算の概要でございます。ご審議をよろしく申し上げます以上です。

○議長 知念富信君 各部長から所管にかかわる説明が終わりました。これで認定第 1 号の説明を終わります。

日程第 3. 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 3. 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算報告書。地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 30 年度における南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を、次のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要以降については、担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議をお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について概要をご説明いたします。認定第 2 号の 3 ページをごらんください。国民健康保険の加入状況は、世帯数 5,058 世帯で前年度比 4 世帯 (0.1%) 増、被保険者数は 9,279 人で前年度比 229 人 (2.4%) 減で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数 33.2%で、被保険者数は 23.6%となっております。平成 30 年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、国民健康保険の都道府県単位化が開始されて、初めての決算となりました。都道府県単位化に伴う交付金等の皆減により、歳入総額は 42 億 9,776 万円で前年度比 15 億 3,432 万 7,000 円 (26.3%) の減、納付金等の皆減により歳出総額は 47

億 9,187 万 8,000 円で前年度比 16 億 6,768 万 8,000 円 (25.8%) の減となっています。国民健康保険特別会計の赤字削減のために一般会計から 3 億 8,700 万円を繰り入れましたが、歳入歳出差引額は 4 億 9,411 万 8,000 円が不足となり、翌年度から繰上充用いたしました。

歳入の主な内容は、国民健康保険税が 6 億 5,368 万 1,000 円で前年度比 750 万 6,000 円 (1.1%) の減、県支出金が 28 億 9,436 万 9,000 円で前年度比 25 億 8,447 万 5,000 円 (834%) の増、療養給付費交付金が 505 万円で前年度比 4,967 万 7,000 円 (90.8%) の減、繰入金が 7 億 3,724 万 2,000 円で前年度比 6 億 1,253 万 5,000 円 (45.4%) の減、諸収入が 668 万 2,000 円で前年度比 477 万 7,000 円 (41.7%) の減、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が都道府県単位化に伴い皆減となっています。

歳出の主な内容は、保険給付費が 27 億 2,102 万 8,000 円で前年度比 4,161 万 5,000 円 (1.6%) の増、保健事業費が 4,029 万 9,000 円で前年度比 90 万 8,000 円 (2.3%) の増、諸支出金が 9,201 万円で前年度比 6,827 万 4,000 円 (287.6%) の増、前年度繰上充用金が 6 億 2,747 万 9,000 円で前年度比 7 億 6,952 万円 (55.1%) の減、国民健康保険事業費納付金、これは新設ですが、11 億 8,993 万 7,000 円の皆増、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金及び共同事業拠出金が都道府県単位化に伴い皆減となっております。以上が平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計の決算概要でございます。

次のページに、対前年度比の決算状況、それから 5 ページには保険税の収納状況、それから収入未済額の状況等、その次の 6 ページから 7 ページ、8 ページにかけましては、一般分・退職分、それからその合計の年度ごとの医療費の状況の資料となっております。ご確認をお願いします。

続けて決算調書の説明をいたします。まず、国保特別会計の決算調書 2 ページをお願いします。収入未済額についてご説明いたします。国民健康保険税における収入未済額は 719 件、8,532 万 9,096 円となっており、前年度より件数で 27 件の減、額では 765 万 2,591 円の減となっています。国保税全体での徴収率は 87.9%、対前年度比で 1.0 ポイントの増で、内訳としましては現年度分が 96.7%、対前年度比 1.2 ポイントの減です。滞納繰越分が 25.8%で対前年度比 6.0 ポイントの増となりました。収入未済となる滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金が、件数は前年と同じで 2 件、金額が前年度比 5 万 9,000 円減の 19 万 5,877 円、一般被保険者返納金が前年比 51 件増の 97 件、金額で 74 万 1,443 円増の 125 万 8,997 円、雑入の 4 件、285 万 6,278 円につきましては、診療報酬の不正請求を行った元保険医療機関開設者に対し返還請求をしております、不正及び不当利得徴収金と不正利得加算金となっております。

次のページをお願いします。不納欠損処分調べについてであります。地方税法第 15 条の 7 第 4 項や同法第 18 条による 110 件、438 万 2,001 円の不納欠損処分を行っております。その理由は、生活困窮が 61 件、生活保護の受給者が 19 件、所在不明が 30 件であります。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及

び支払い能力がないなどの判断がなされ不納欠損処分といたしました。

次に 36 ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において予算現額と調定額の差額が 100 万円以上あるものが 6 件あります。1 款の国民健康保険税の 5 件につきましては、12 月末時点の調定額に対して、前年度収納率による収納見込額で予算計上しているため、差額が生じております。12 款、諸収入については、実績の確定が最終補正に間に合わないために生じた差額となっております。

次のページをお願いします。歳出の各目ごとの節において 100 万円以上の不用額が 3 件ございます。1 款 1 項 1 目 21 節、貸付金 335 万 5,294 円の不用額は、高額療養費貸し付け申請が年度末までであることから、補正を控えたことによるものです。2 件目の 2 款、保険給付費の不用額については、療養費の請求が 2 カ月おくれのため、減額補正を抑えたことによるものです。3 件目の 6 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費 415 万 2,172 円につきましても、年度末まで請求があることから、減額補正を抑えたことにより不用額が生じております。

次に未執行予算については 1 件ございます。決算書の 83 ページをお願いします。1 款 2 項 2 目 14 節、使用料及び賃借料の 5,000 円は、高速自動車道使用のため計上しておりますが、使用がなかったことによるものであります。以上で平成 30 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これで認定第 2 号の説明を終わります。

日程第 4、認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 4、認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 30 年度における南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、決算調書等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要をご説明いたします。認定第 3 号の 3 ページをごらんください。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため特

別会計において処理することとなっています。後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数 3,162 人で前年度比 154 人（5.1%）の増となっています。平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が 2 億 9,877 万 1,000 円で前年度比 2,303 万 5,000 円（8.4%）の増、歳出総額が 2 億 9,634 万 9,000 円で 2,216 万円（8.1%）の増となり、歳入歳出差引額は 227 万 5,000 円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、保険料が 2 億 2,301 万 7,000 円で前年度比 2,047 万 7,000 円（10.1%）の増、繰入金が 7,378 万 1,000 円で 227 万 5,000 円（3.2%）の増、繰越金が 154 万 6,000 円で 41 万 7,000 円（36.9%）の増となっています。

歳出の主な内容は、総務費が 1,180 万円で前年度比 13 万 7,000 円（1.2%）の増、後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 8,425 万 2,000 円で 2,218 万 1,000 円（8.5%）の増となっています。以上が平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算の概要となっております。

次の 4 ページには、決算の状況の対前年度比を掲載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算調書等の説明を行います。後期特別会計の決算調書の 1 ページをお願いいたします。収入未済額についてでございます。現年分普通徴収保険料で 25 件、78 万 1,509 円、滞納繰越分で 12 件、37 万 2,587 円、合計 37 件、115 万 4,096 円でございます。前年度と比較しますと、件数で 10 件の増、金額で 31 万 2,869 円の増となっております。滞納の主な理由としましては、やはり生活困窮によるものでございます。

次に 5 ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において予算現額と調定額の増減額 100 万円以上あるものが 1 件で、1 款 1 項 2 目 1 節. 現年分普通徴収保険料 267 万 1,671 円でございます。こちらは 1 月末調定額に収納率 99%を見込み計上しましたが、さらに実績が上回ったことによる差額となっております。

歳出の各目ごとの節において 100 万円以上の不用額はございませんでした。

次に未執行予算については 1 件でございます。決算書の 124 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目 23 節. 償還金利子及び割引料 10 万 5,000 円は、一時借り入れの必要がなかったための不用額であります。以上で平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これで認定第 3 号の説明を終わります。

日程第 5. 認定第 4 号 平成 30 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 5. 認定第 4 号 平成 30 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第4号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成30年度における南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要並びに決算調書資料等の説明については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について報告します。平成30年度南風原町下水道事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が6億8,816万8,093円で前年度より6,607万1,571円(8.8%)の減、歳出総額が6億8,336万9,231円で6,677万1,062円(8.9%)の減となり、歳入歳出差引額は479万8,862円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料が2億7万4,617円で前年度より862万5,326円(4.5%)の増、国庫支出金が1億1,654万5,779円で前年度より2,995万524円(20.4%)の減、県支出金が4,578万3,580円で1,852万9,746円(28.8%)の減、繰入金が1億7,056万5,000円で780万8,000円(4.4%)の減、繰越金が409万9,371円で232万9,124円(36.2%)の減、諸収入が549万9,746円で197万9,503円(26.5%)の減、町債が1億4,560万円で1,410万円(8.8%)の減となっております。

歳出の主な内容は、土木費が4億9,599万820円で前年度より6,475万5,445円(11.5%)の減、公債費が1億8,737万8,411円で201万5,617円(1.1%)の減となっております。

歳入減の主な理由は、下水道接続件数の増による下水道使用料の増はあるものの、繰越明許費で執行した浸水対策下水道事業に伴う国庫支出金及び未普及解消下水道事業に伴う県支出金、町債等の減によるものです。また、歳出増の主な理由は、繰越明許費で執行した浸水対策下水道事業費及び未普及解消下水道事業費、公債費の減によるものです。以上で平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。

引き続きまして、4ページの別表12で決算状況の前年度との対比と収入未済額を添付しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、決算書及び決算調書について説明します。決算書94ページ、決算調書は下水道事業特別会計2ページをお開きください。まず、収入未済額について、現年度分下水道使用料の不納欠損もなく、収入未済が474件、73万1,539円、滞納繰越分で不納欠損が20件、1万2,253円、収入未済額が56件、6万7,611円、合計530件、79万9,150円となっております。8月30日現在における収入未済額の現年度分が23件、2万1,972円、滞納繰越分は6件の収納があり、残り50件、6万2,144円となっております。不納欠損の理由としましては、転居先不明のため地方自治法第236条第1項の消滅時効となっております。

決算調書 18 ページをお開きください。歳入予算額と調定額の増減 100 万円以上について説明いたします。2 款 1 項 1 目 1 節. 下水道使用料現年度分 247 万 2,070 円は、収入見込み額が予定額を上回ったことによるものです。また 8 款 1 項 1 目 1 節. 下水道整備事業債 4,410 万円は、補助事業の繰越明許によるものです。歳出の各目ごとの節においての 100 万円以上の不用額及び未執行予算についてはありませんでした。以上で平成 30 年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これで認定第 4 号の説明を終わります。

日程第 6. 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 6. 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、平成 30 年度における南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり報告いたします。歳入歳出の概要並びに決算調書の資料等の説明については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明します。平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が 8 億 1,356 万 5,551 円で前年度より 5 億 8,230 万 9,769 円 (41.7%) の減、歳出総額が 7 億 9,509 万 1,506 円で 5 億 6,570 万 2,880 円 (41.6%) の減となり、歳入歳出差引額は 1,847 万 4,045 円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、諸収入が 656 万 504 円で前年度より 107 万 4,611 円 (19.6%) の増、保留地処分金が 1 億 1,281 万 3,904 円で 3 億 1,136 万 2,638 円 (73.4%) の減、県支出金が 2 億 1,427 万 2,100 円で 4,816 万 5,262 円 (18.4%) の減、繰入金金が 4 億 1,750 万 6,000 円で 5,347 万 4,000 円 (11.4%) の減、繰越金が 3,508 万 926 円で 1 億 6,875 万 4,300 円 (82.8%) の減、財産収入が 34 万 2,517 円で 1,004 万 5,000 円 (3%) の減、町債が 2,690 万円で 160 万円 (5.6%) の減となっております。

歳出の主な内容は、総務費が 1,294 万 6,255 円で前年度より 51 万 6,891 円 (4.2%) の増、公債費が 1 億 9,092 万 5,639 円で 946 万 7,128 円 (5.2%) の増、土地区画整理事業費

が4億7,806万3,095円で2億6,431万3,915円(35.6%)の減、基金積立金が1億1,315万6,517円で3億1,137万2,992円(73.3%)の減となっております。

歳入減の主な理由は、諸収入の増はあるものの、繰越金、保留地処分金並びに繰越明許で執行した補助事業費に伴う県支出金、繰入金、町債等の減によるものです。歳出減の主な理由は、総務費、公債費の増はあるものの、事業費、基金積立金の減によるものです。以上が平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。

次の4ページ、別表13で歳入歳出決算状況の前年度との対比を添付してございますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書について説明いたします。決算書101ページと決算調書の土地区画整理事業特別会計1ページをお開きください。収入未済額は繰越明許以外はなく、不納欠損についてもございません。歳出の各目ごとの節においての100万円以上の不用額と未執行予算についてもございません。以上が平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これで認定第5号の説明を終わります。

日程第7. 認定第6号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第7. 認定第6号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第6号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成30年度における南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。次ページ以降の歳入歳出決算の概要並びに決算調書資料等の説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明します。平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が2,369万2,480円で前年度より393万4,588円(19.9%)の増、歳出総額が2,094万5,673円で166万4,397円(8.6%)の増となり、歳入歳出差引額は274万6,807円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料が 398 万 9,372 円で前年度より 1 万 9,916 円 (0.5%) の増、繰入金が 1,909 万 1,000 円で 401 万 9,000 円 (26.7%) の増、諸収入が 13 万 5,492 円で 8,553 円 (6.7%) の増、繰越金が 47 万 6,616 円で 11 万 2,881 円 (19.1%) の減となっております。

歳出の主な内容は、農業集落排水事業費が 1,533 万 9,089 円で前年度より 166 万 4,397 円の増となっております。

歳入増の主な理由は、繰越金の減はあるものの、歳出に伴う繰入金の増及び使用量の増によるものです。歳出増の主な理由は、住宅の新築に伴う設置工事等の増によるものです。以上で平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。

次の 4 ページに別表 14 で歳入出決算状況の前年度との対比と収入未済額を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書について説明します。決算書 112 ページ、決算調書は農業集落排水事業特別会計 1 ページをお開きください。まず、収入未済額について、現年度分農業集落排水使用料で 12 件、1 万 8,324 円、滞納繰越分で 2 件、3,927 円、計 14 件、2 万 2,251 円となっております。8 月 31 日現在における収入未済額の現年度分は全て収納されておりますが、滞納繰越分については、転居先不明のため未済となっております。次に未執行予算についての説明をします。決算書 115 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 23 節、償還金利息及び割引料については、年度末までに還付金がなかったことによるものです。以上で平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これで認定第 6 号の説明を終わります。

日程第 8. 報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長 知念富信君 日程第 8. 報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営

企業における資金不足比率について説明いたします。2ページをお開きください。1の平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4種類の指標のことを言います。本町において、健全化判断基準数値は、実質赤字比率13.97%、連結実質赤字比率18.97%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%となっております。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準数値以上であれば、早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し、議会の議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。財政再生基準数値は実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率は35%です。将来負担比率の基準数値はありません。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準数値以上であれば、財政再生団体となり財政再生計画を策定し、早期健全化計画団体同様に議会の議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることとなります。

①の実質赤字比率は一般会計と土地区画整理事業特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を言います。一般会計等の実質収支に赤字はありませんので、実質赤字比率はなしとなっております。②の連結実質赤字比率は、一般会計と全ての特別会計の実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率を言います。全会計合算した連結実質収支に赤字はありませんので、連結実質赤字比率はなしとなっております。③の実質公債費比率は、公債費の標準財政規模に対する比率を言います。単年度数値の3年平均で9.6%となり、早期健全化基準と財政再生基準数値以内となっております。④の将来負担比率は、将来負担すべき町債残高や一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道事業、農業集落排水事業の企業債残高などの合計額の標準財政規模に対する比率を言います。平成30年度は103.8%となっており、早期健全化基準以内となっております。

2の平成30年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を報告いたします。平成30年度決算に基づく公営企業における資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であります。資金不足比率が20%以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会の議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。平成30年度の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率は表記なしとなっております。以上、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告といたします。

○議長 知念富信君 ただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 こういった数値の解釈については、私自身、弱い部分だと思っているのですが、ただ確認しておきたいのですが、②の連結実質赤字もないという報告ですけれども、国保が毎年、単年度も、また累積でもまだあるわけですよね。国保はそうよくなるかなりの赤字を出しているけれども、連結にした場合、この赤字がなくなると。翌年度から繰上

充用ですか。ということは、手法としてやっているわけだけれども、これが連結にした場合、赤字がなくなるという、どうも、どのような仕組みでそうなるのか。かなりの額の赤字ですよ。国保単独で見れば。これが連結で見えなくなる、ゼロになるというのはどのように理解すればいいのか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほども説明いたしましたが、連結実質赤字比率というのは、一般会計及び全特別会計の決算の合計額となっております。そのため、一般会計においては、決算の収支が、約6億8,000万円が黒字となっております。一方、国保では約4億9,000万円がマイナスになっておりますが、その会計をトータルすると約2億円の黒字となっていることから、連結実質赤字比率はなしということになっております。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ごめんなさい、今の6億8,000万円というのは、一般会計と言いましたか。一般会計と国保だけでも赤字はなくなると。ほかの諸会計もほとんど黒字でしたからね。それでなくなるという説明ですね。逆に言うと、一般会計のほうで事業をさらにやっていたら、歳出をふやしていれば、連結では赤字になるということにもなるわけですね。そういう理解で間違いはないですか。要するに6億8,000万円の、今回は黒字だけれども、これが均衡すると。歳入と歳出がほぼ均衡となった場合には、赤字は出てくるという考え方、理解で間違いはないですね。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 そういうことではなくて、毎年3月、最終補正で、国保の連結赤字を、赤字額を回避するために、一般会計において予備費に、その国保の赤字見込み相当額以上に、予備費という歳出予算に計上しています。これは予備費ですので、歳出予定がありませんので、これはもともと使わないと。収支後、黒にするということの補正となっておりますので、使い過ぎて一般会計が黒になるということは想定しておりません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでございました。

散会 (午後0時30分)